

(仮) 『日本展関西フェア』の商品募集について

- 名 称：(仮) 『出発！到日本趣GO！GO！ JAPAN！いしましょ～関西フェア』
- 主 催：台湾・家樂福(家樂福股份有限公司) 台湾カルフル
- 開催日程：(予定) 2020年10月1週目or 3週目から2週間
- 開催場所：台湾カルフル69店舗
 - ▶台湾カルフル全138店舗のうち、モール型の大型店舗での実施。
- 取引条件：主催者が指定する日本国内事業者(株式会社谷商店) 国内取引(国内納品、決済) 月締め翌月末支払、原則全量買取。
- スケジュール：
 - ・ 6月13日 商品提案締切
メーカーさんから商品規格書(成分、栄養表示等) と御見積を頂きます。
弊社(谷商店) で輸出可否をチェックした上でカルフル様に提案いたします。
提案商品のサンプルをご提供して頂ければ、6月末にまとめてカルフル様に郵送いたします。(サンプルは各商品1～2点で結構です。)
 - ・ 7月18日まで 発注確定
栄養表示の飽和脂肪、トランス脂肪のデータがお持ちではないメーカーさん、検査機関に提出(検査費用約15,000円程度)、検査費用は各社様に実費負担して頂きます。
弊社(谷商店) で各メーカーさんから頂いた規格書に基づいて中国語ラベル作成、貼付も台湾側で行いますので、各メーカーさんは情報提供のみで大丈夫です。
 - ・ 7月下旬から 生産、製造開始
納品日迄の一番新しい商品を希望しますので、リードタイムと発注量によりまして、製造スケジュール調整お願い致します。(お盆休みも含めてご検討宜しくお願い致します。)
 - ・ 9月3日まで 納品(関西空港或は関西の港)
 - ・ 9月 運送、通関
通関手続きも弊社谷商店で行いますので、各メーカーさんに作成しました製造地証明書をデータで送らせて頂きます。内容を確認して頂き、問題がなければ捺印して頂き、原本を弊社(谷商店) まで郵送お願い致します。請求書発行もお願い致します。
 - ・ 10月 イベント開催(日本国内支払)
10月30日迄各社様支払いたします。
- 対象品目：
 - 1 加工食品(常温、冷蔵、冷凍は全て対応可能ですが、運送及び通関時間を考慮しないといけないため、賞味期限180日以上の商品が望ましいところですが、限定或は知名度の高い商品は相談可能です。)
 - 2 和雑貨・和小物
 - 3 鉄道グッズ
- 注意事項：
 - 1 **×ケシの実、部分水素添加油脂**(partially hydrogenated oils:PHOs)、食用色素の**赤色2號**等、台湾の法律で輸入禁止される成分が入っている商品は対象外とさせていただきます。
 - 2 **×畜産加工品**：日本には台湾向け輸出が認可されている畜産加工品製造施設がないため、輸出はできません。
 - 3 **×福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県**：東京電力福島第一原子力発電所事故の影響

響により、2011年3月25日以降、台湾は福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県の5県からのすべての食品（アルコール飲料を除く）の輸入を禁止しています。そのほかの都道府県については、**野菜・果実、水産物、乳製品、乳幼児用食品、飲料水、海藻類**を輸入する際には、全ロットで**放射性物質検査**が実施されます。

- 4 △**青果物**：植物防疫所発行の**植物検疫証明書**での通関が認められているため、同証明書を取得している場合は産地証明書の提出が不要になります。
なお、**×トマト**はジャガイモ疫病菌が発生していない地域で生産されたものについては輸入可能ですが、本菌は日本全国で発生しているため、日本からの輸出はできません。
- 5 **ラベル表示**：食品の輸入衛生検査を実施する時点で経済部標準検査局が審査します。表示ラベルがなければ輸入はできません。
データ提供お願い致します。印刷、貼付は台湾側で行われる予定です。
- A) 内容物の名称：2つ以上の原材料を混合している場合、それぞれの成分について割合の高い順に表示。
- B) 食品添加物の名称：2種類以上の食品添加物を使用する場合、機能名称をそれぞれ記載すること。また、具体名を表示しないといけませんので、例えば加工でん粉はアセチル化アジピン酸架橋デンプン・アセチル化酸化デンプン・酸化デンプン・ヒドロキシプロピルデンプン・ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプンなど12種類がありますが、具体名を明記しないといけません。
- C) アレルギー物質（※1参照）の名称を含む警告表示を表示しなければなりません。
- D) 栄養表示（※2参照）：熱量、タンパク質含有量、脂肪（飽和脂肪、トランス脂肪）含有量、炭水化物、糖含有量（糖は単糖と二糖の和。検査の際には主にブドウ糖、果糖、ショ糖、麦芽糖、乳糖、ガラクトース（半乳糖）を調べる）、ナトリウム含有量を表示しなければなりません。

※1 **アレルギー物質**の対象は次の11点です。

- A) 甲殻類およびその製品
B) マンゴーおよびその製品
C) 落花生およびその製品
D) 牛乳、ヤギ乳およびその製品。ただし、牛乳およびヤギ乳から抽出されるラクチトールを除く
E) 卵およびその製品
F) 堅果類およびその製品
G) ゴマおよびその製品
H) グルテンを含む穀物およびその製品。ただし、穀物から製造されたグルコースシロップ、マルトデキストリンおよびアルコールを除く
I) 大豆およびその製品。ただし、大豆から得られた精製度の高いまたは純化された大豆油（脂）、混合形態のトコフェロールおよびその誘導体、植物ステロール、植物ステロールエステルを除く
J) 魚類およびその製品。ただし、ビタミンやカロテノイド製剤の担体に使われる魚類ゼラチンやアルコールの清澄剤に使われる魚類ゼラチンを除く
K) 亜硫酸塩類や二酸化硫黄などを使用し、その最終製品中に二酸化硫黄として10ミリグラム / キログラム以上残留している製品

※2 **栄養表示**につきまして

台湾では**飽和脂肪**、**トランス脂肪**を明記することが義務付けられています。（お持ちでない場合、1商品あたり、15,000円程度で斡旋可能）